

「年収の壁・支援強化パッケージ」による被扶養者の一時的な年収超過対応について

健康保険の「被扶養者として認められる要件」の一つに収入基準額（※）があります。

このたび、厚生労働省公表の「年収の壁・支援強化パッケージ」により、被扶養者の年収が収入基準額を超過する場合でも、それが人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであれば、被扶養者の勤務先事業主の証明によって、収入基準額を満たしているとみなされることになりました。

※収入基準額 年間収入 130 万円未満。60 歳以上または概ね厚生年金保険法による障害厚生年金を受けられる程度の障がい者の場合は年間収入 180 万円未満。

<実施時期>

○令和5年10月20日より当面の間（終了時期は未定、遡っての対応は行いません。）

<当健保の具体的な取り扱い>

○新規に当健保に加入を希望する被扶養者

雇用契約書等による勤務先との契約内容では年収の見込みは基準額以内であるものの、加入を希望する時点において直近の就労状況が人手不足対応で一時的な収入増となっている等により該当する場合は、「[事業主の証明書](#)」を通常の認定に必要な書類に追加して提出ください。

○現在当健保に加入している被扶養者

当健保より年に一回行っている「被扶養者検認（再認定）」時に、該当する場合は「[事業主の証明書](#)」を提出してください。詳細は検認実施時にお知らせします。

※人手不足対応等で一時的な収入増となった都度、証明書を提出する必要はありません。

<注意事項>

○今回の措置はあくまでも人手不足による労働時間延長等による一時的な収入増についての対応であり、被扶養者の認定基準に変更はありません。

○次に該当する場合は今回の措置の対象外です。

- ・雇用契約書等によって確認できる契約の内容が、収入基準額を超過すると見込まれる場合
- ・勤務先で健康保険に加入の場合
- ・特定の事業主と雇用関係にない場合（フリーランスや自営業等）

○申請された書類に基づき、当健保にて審査判断しますので、必ず認定されるとはならないことをご留意ください。

<参考>

[事業主の証明による被扶養者認定Q&A](#)

※Q&AのA3-4については、検認時に詳細をお知らせしますのでお問い合わせはご遠慮ください。